

7. 年金・手当・税金など

(1) 障がい基礎年金

年金は みんなで 助け合うことを 目指して 作られた 国の 制度です。

20歳を こえると 障がい基礎年金を もらえることが あります。

障がい基礎年金は 毎日の 生活に てだすけが 必要な人が もらえます。

療育手帳の 程度＜等級＞に 関係なく 申請することが できます。

申請しても かならず もらえるわけでは ありません。

障がい基礎年金には 「1 級」と 「2 級」が あります。

令和6年4月現在 1 級：月84, 000円くらい ・ 2 級：月68, 000円くらい

- ① 区役所の 保険年金業務担当で
「診断書」と「申立書」の 用紙を もらいます。
- ② 診断書は 精神科 または 精神保健指定医の お医者さんに
書いてもらいます。(かかりつけの お医者さんに 書いてもらえる
ことがあります。かかりつけの お医者さんに 聞いて ください。)
- ③ 申立書は おうちで 書きます。うまれてから 今までの 病気や
学校のことなどについて 書くところが あります。
むずかしい ところは 相談しながら 書いて ください。
- ④ 年金事務所 または 区役所の 保険年金業務担当で 手続きします。
- ⑤ 前の年の 収入 証明書などが 必要です。

◆ くわしくは 区役所の 保険年金業務担当に 聞いて ください。

◆ 知的障がいの場合 初診日証明書(受診状況等証明書)は いりません。

(2) 心身障がい者扶養共済制度

保護者が亡くなったとき障がいのある人がお金をもらえるよう
家族の人などが毎月お金をはらっていく制度です。

お金をはらっていた人が亡くなったときお金がもらえます。

◆ くわしくは区役所の保健福祉課に聞いてください。

(3) 生活福祉資金

障がいのある人が福祉サービスを利用したり就職の準備をするときに
必要なお金を貸してくれることがあります。

◆ くわしくは住んでいる区の社会福祉協議会に聞いてください。

(4) 手当・給付金

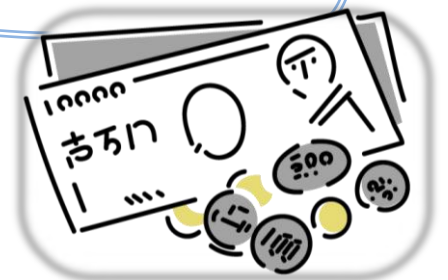
障がい者が重い人のために手当や給付金の制度があります。

●特別障がい者手当 重度障がい者在宅生活応援制度

外国人心身障がい者給付金などがあります。

●手当をもらうにはいろいろな条件があります。

くわしくは区役所の保健福祉課に聞いてください。



(5) 税金の 減免 <支払いが 安くなったり 無くなったりすること>

療育手帳を 持っている と 税金が 安くなることが あります。

くわしいことは 次に 書いてある ところに 聞いて ください。

税金の 種類	手続きする ところ
所得税	働いている 会社 または 税務署
住民税	市税事務所
相続税	税務署
自動車税	自動車税コールセンター 電話番号：0570-020-156 06-6776-7021
軽自動車税	市税事務所

●住んでいる 区の 市税事務所は 48 ページを 見て ください。

●住んでいる 区の 税務署は 49 ページを 見て ください。

(6) NHK放送受信料

●全額免除<お金が かからないこと>

世帯全員の 市民税が 非課税<税金が かからないこと>で

だれかが 療育手帳を 持っているとき

●半額免除<半分の お金になること>

受信契約している 世帯主が 療育手帳「A」を 持っているとき

くわしくは 「NHKふれあいセンター」に 聞いて ください。

電話番号： 0570-066-066 (ナビダイヤル)